

人事院規則 8-12 (職員の任免) の一部を改正する人事院規則等の概要 (案)

I 趣旨

日々雇用の非常勤職員については、任期が1日単位とされていることから、任用予定期間中でも退職させることができることとされ、制度と実態とのかい離があるとの指摘がなされてきた。そこで、現行の関係諸制度の下でとりうる措置として、日々雇用が更新されるという現行の制度を廃止し、非常勤職員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)のうち、相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職で会計年度内の期間臨時的に置かれるものに就けるため雇入れられる職員(1週間当たりの勤務時間が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第5条第1項に規定する時間の4分の3を超えない時間である者を除く。以下、期間業務職員という。)について、会計年度内で臨時的な業務に応じて最長1年間の任期を設定して任用する仕組みを新たに設けることとする。

II 改正の内容

1. 採用

- ① 期間業務職員の採用は、面接及び経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うことができるものとする。
- ② 任命権者は、期間業務職員の採用に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、官職に必要なとされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合及び公募による必要がない場合として人事院が定める場合にあっては、この限りでない。

(注) 上記のように、期間業務職員の採用は公募が原則であるが、任命権者は、採用しようとする期間業務職員の官職に係る能力が、期間業務職員としての勤務実績により実証できると明らかに認められる場合には、例外的に、公募を行わないでその期間業務職員を当該官職に採用することができることとすること、この方法による採用は原則として2回までとする(努力義務)こと等について、通知を発出することとしている。

2. 任期

- ① 期間業務職員の任期は、採用の日から当該採用の日の属する会計年度の末日までの期間を超えない範囲内で定めるものとする。
- ② 任命権者は、特別の事情により、期間業務職員をその任期満了後も引き続きその官職又は他の期間業務職員の官職の職務に従事させる必要があると

きは、当該会計年度の末日までの期間を超えない範囲内で、その任期を更新することができるものとする。

- ③ 任命権者は、業務遂行上、必要かつ十分な任期を定めるものとする。この場合において、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならないものとする。
- ④ 任命権者は、期間業務職員を採用する場合又はその任期を更新する場合には、職員にその任期を明示するものとする。

3. 条件付採用期間

- ① 期間業務職員について、1月を超える任期を定めた採用は、その採用の日から起算して1月間条件付のものとし、その間の勤務成績が良好でないと認められないときに正式のものとなるものとする。
- ② 条件付採用期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない職員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間は引き続くものとする。

4. 上記のほか、日々雇用を自動更新する旨の規定を削除するなど所要の規定の整備を行う。

Ⅲ 施行期日等

- 1. 平成22年10月1日から施行する。
- 2. 非常勤職員の採用、任期、条件付任用期間並びに免職及び辞職以外の退職については、施行日から平成23年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

(注) 2. で定める期間において、日々雇用職員を期間業務職員として採用する場合、採用しようとする期間業務職員の官職に係る能力が、日々雇用職員としての勤務実績により実証できると認められるときは、公募を行わないでその日々雇用職員を当該官職に採用することができることとし、その旨通知を発出することとしている。

以 上